



家庭

【家庭・個人向け】横浜市の主な地震火災対策支援メニュー

各支援メニューには要件や上限があり、併用できない場合もあります。詳細は右の2次元バーコードからリンク集をご覧ください。問合せ先にご確認ください。

お悩み事		概要		【 】内：支援名称		 エリア・建築年数・構造等の要件あり 建築年数・構造等の要件あり エリア・建築年数・構造等の要件あり 感震ブレーカーの設置・取付支援 家具転倒防止器具の取付支援 建築年数・耐震診断結果等の要件あり エリア・建築年数・構造等の要件あり 建築年数・耐震診断結果等の要件あり エリア・建築年数・工法等の要件あり 対象ブロック塀等の要件あり 申請者・対象となる崖・工事内容等の要件あり 対象となる道路・工事に要件あり	お問合せ先☎ 市外局番は「045」です。	
建築物の 安全性や権利関係 を相談したい	建築物の 安全性 を 確認 したい （重点対策地域等 注1）	【木造建築物安全相談事業】 木造建築物の耐火性能や耐震性のチェックのほか、敷地内の崖・擁壁、敷地が接する道路などの調査や建替え等の費用を説明する専門家を無料派遣します。		都市整備局防災まちづくり推進課 ☎671-3595				
	建築物の 耐震性 を 確認 したい	【木造住宅耐震診断士派遣】 木造建築物の耐震診断を行います。 ・市が無料で実施		建築局建築防災課 ☎671-2943				
	相続や土地の問題 を 相談したい	【専門家相談事業】 古い建築物の建替え・解体を検討する方に、相続・登記や土地の権利関係等に関するお困りごとの解消に向けて、法律や土地の専門家がアドバイスします。		都市整備局防災まちづくり推進課 ☎671-3595				
地震時の 出火を 防ぎたい	感震ブレーカー を 取り付けたい	【感震ブレーカーの設置・取付支援】 感震ブレーカー「簡易タイプ」の購入費用を全額または一部補助し、器具を自宅に送付します。また、高齢者、障害者等のみで構成される世帯へ取付支援も行います。（補助額は地域によって異なります）		総務局地域防災課 ☎671-3456				
	家具転倒防止器具 を 取り付けたい	【家具転倒防止器具の取付支援】 高齢者、障害者等のみで構成される世帯へ、家具転倒防止器具の購入費用を全額または一部補助し、器具の取付支援を行います。（補助額は地域によって異なります）		総務局地域防災課 ☎671-3456				
建築物の 解体・新築・改修 をしたい	建築物の 解体 を したい	全市	【住宅除却補助】 木造住宅の解体工事費用の一部を補助します。 ○旧耐震基準建築物 ▶一律：上限50万円 ○新耐震基準建築物（昭和56年6月～平成12年5月末に建築されたもの） ▶課税世帯：上限20万円 ▶非課税世帯※：上限40万円 ※所有者及びその世帯員全員が、過去2年間、住民税の課税なし	建築局建築防災課 ☎671-2943				
	重点対策地域等 （注1）	【建築物不燃化推進事業補助】 解体や新築工事費用の一部をそれぞれ最大150万円まで補助します。 ※お住まいの地域によって補助率（3/4または2/3）が異なります。 ・解体工事に要する費用×補助率（上限150万円） ・準耐火建築物等以上の新築工事に要する費用（上限150万円） ※延べ面積×2万円／㎡×補助率による上限金額もあります。		都市整備局防災まちづくり推進課 ☎671-3595				
	燃えにくい建築物を建築 したい							
	木造住宅を 耐震改修 したい	【木造住宅耐震改修促進事業】 木造住宅の改修工事費用の一部を補助します。 課税世帯（上限115万円） 非課税世帯※（上限155万円） ※所有者及びその世帯員全員が、過去2年間住民税の課税なし		建築局建築防災課 ☎671-2943				
	延焼火災 から 命を守りたい	【建物の窓等の不燃化（防火）改修】 建物の窓等を、防火性能の高い開口部にするための改修工事に補助します。 （上限100万円）		都市整備局防災まちづくり推進課 ☎671-3595				
発災時 スムーズに 避難できる ようにしたい	危険な ブロック塀 を 改善 したい	【ブロック塀等の改善工事費の補助】 工事費用の一部を補助します。（上限50万円） ①除却工事 ②除却工事と合わせて行う軽量のフェンス等の新設工事		建築局建築防災課 ☎671-2930				
	住宅や道路にかかる 危険な 崖や擁壁 を 工事 したい	【崖地防災対策工事助成金】 【崖地減災対策工事助成金】 工事費用の一部を補助します。 ・擁壁築造等の費用（上限400万円） ・既存擁壁の補強、法面保護工事等の費用（上限100万円または50万円）		建築局建築防災課 ☎671-2948				
	自宅前の 狭い道路 を 拡幅 したい	【狭あい道路拡幅整備事業（一般型）】 「整備促進路線」に指定された道路の拡幅工事費の補助や市による舗装をします。 ・拡幅部分の舗装費（側溝移設を伴う場合）：71,000円/m ・拡幅部分にある支障物の除去費（段差のない整備をした場合の一例） 塀：4,000円/㎡、擁壁：21,000円/㎡、樹木：13,000円/本、電柱：上限90万円/本		建築局建築防災課 ☎671-4544				

注1【重点対策地域等】：鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、磯子区、金沢区の各一部

注2【対象地域】：鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、港北区、戸塚区、泉区の各一部

【裏面：地域団体向け支援メニュー】



【自治会・町内会などの地域団体向け】横浜市の主な地震火災対策支援メニュー

各支援メニューには要件や上限があり、併用できない場合もあります。詳細は右の2次元バーコードからリンク集をご覧ください。問合せ先にご確認ください。

詳細はこちら
↓ (リンク集)



(令和7年4月時点)

お問合せ先 ☎
市外局番は「045」です。

お悩み事

概要

【 】内：支援名称

防災まちづくり
の活動をしたい

地震火災リスクや避難ルートを知りたい (対象地域 注1)

地域の防災施設の整備計画を検討したい (対象地域 注1)

地域の防災活動の費用を支援してほしい

【目指すマップ…5人から始める防災まちづくり】
地震火災が起きた時を想定して、まずはまち歩きをして、まちの危険箇所や今ある防災設備などを確認した上で、まちの改善点を「目指すマップ」としてまとめ、燃えにくく住みやすい地域をつくっていきます。そのための市職員による伴走支援や、まちづくりの専門家の派遣、活動費用、防災施設整備費用の一部を支援します。

【町の防災組織活動費補助金】
町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用を、各団体の申請世帯数等に応じて支給します。(1世帯160円)

エリア・
「地域まちづくり
グループ」登録の
要件あり

都市整備局防災まちづくり推進課
☎671-3595

対象団体等の
要件あり

各区役所総務課 (防災担当)

防災設備を
整えたい

初期消火器具を
設置したい

【初期消火器具整備費補助金】
初期消火器具設置費用の一部を補助します。
・新規設置又は器具全ての更新設置の場合：整備費用の2/3 (上限20万円)
・一部更新設置の場合：整備費用の2/3 (上限7万円)
・横浜市密集市街地における地震火災対策計画で定める「重点対策地域」に該当する町丁目に初期消火器具を新規設置する場合：整備費用の9/10 (上限27万円)

対象団体、エリア等
による変動や要件あり

消防局予防課
☎334-6406

防災倉庫や避難案内看板等の
防災設備を設置したい

【身近なまちの防災施設整備事業補助】

自治会町内会等が設置する
防災施設の整備費用の一部を
補助します。
補助率 5/10

○防災設備の設置 (上限25万円)

地震火災の
燃え広がりを
防ぎたい

私有地を
まちの防災広場として
整備したい

※対象地域 (注1) で整備する場合
補助率は9/10、
上限額は右記の2倍になります。
例：防災設備 上限50万円
例：防災広場 上限150万円
例：行き止まり改善 上限30万円

○防災広場の整備 (上限75万円)
※重点対策地域 (注2) では
補助率10/10となります。
(上限額150万円)

エリアで
補助率や上限額の
変動あり

都市整備局防災まちづくり推進課
☎671-3595

発災時
スムーズに
避難できる
ようにしたい

避難用の
扉や手すり等を整備したい

○避難経路の行き止まり改善 (上限15万円)
○避難経路の中心杭等設置 (上限25万円)
○避難経路の安全対策 (上限25万円)

地域でまとまって
狭い道路を拡幅したい

【狭あい道路拡幅整備事業 (路線型)】
「まちづくりコーディネーター」を派遣し、「整備促進路線」に指定された道路の
拡幅に向けた話し合いや地権者の合意形成をサポートします。話し合いの内容に
沿って、市で後退用地の測量・整備を行います。
○主な整備内容
・塀等の除去・移設
・道路の舗装・側溝の移設

対象となる道路・
区間・
「地域まちづくり
グループ」登録等の
要件あり

建築局建築防災課
☎671-4544

注1 【対象地域】：鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、港北区、戸塚区、泉区の各一部

注2 【重点対策地域】：神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の各一部

【裏面：家庭・個人向け支援メニュー】